

令和4年度第3回江東区外部評価委員会（B-②）

- 1 日 時 令和4年7月13日（水）
午後2時00分 開会 午後4時00分 閉会
- 2 場 所 江東区文化センター6階 第1会議室（オンライン開催）

3 出席者

(1) 委 員

竹之内 一 幸
中山 由 紀
今 村 保 雄

(2) 関係職員出席者

[施策23]

都市整備部長 炭 谷 元 章
都市整備部 住宅課長 半 田 智 隆

[計画の実現②]

政策経営部長 長 尾 潔
総務部長 綾 部 吉 行
区民部長 老 川 和 宏
政策経営部 企画課長 大 塚 尚 史
政策経営部 情報システム課長 伊 藤 剛
政策経営部 計画推進担当課長 高 須 英 輔
総務部 職員課長 藤 田 和 哉
区民部 区民課長 河 野 佳 幸

(3) 事務局

政策経営部長	長 尾 潔
政策経営部 企画課長	大 塚 尚 史
政策経営部 財政課長	保 谷 俊 幸
政策経営部 計画推進担当課長	高 須 英 輔

4 傍聴者数 3名

5 会議次第

1. 開会
2. 施策23「良好な住宅の形成と住環境の向上」ヒアリング
3. 計画の実現②「効率的な区政運営と職員の育成」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

6 配付資料

委員名簿

出席職員名簿（施策23・計画の実現②）

施策評価シート（施策23・計画の実現②）

行政評価（二次評価）結果への取り組み状況説明シート（施策23・計画の実現②）

事業概要一覧（施策23・計画の実現②）

外部評価シート（施策23・計画の実現②）※外部評価委員のみ

外部評価モニター意見シート（施策23・計画の実現②）※外部評価モニターのみ

午後 2 時00分 開会

○竹之内班長 定刻になりましたので、これより第3回江東区外部評価委員会B班のヒアリングを開始したいと思います。本日は、傍聴者が3名いらっしゃいます。傍聴の方々は既に傍聴席についておられると思います。よろしく願いいたします。

なお、本日は12名の外部評価モニターの皆様に御参加をいただいております。内訳はオンラインが7名、直接参加が5名と伺っております。どうぞよろしく願いいたします。

今回の外部評価対象施策ですが、施策23「良好な住宅の形成と住環境の向上」、そして、計画の実現②「効率的な区政運営と職員の育成」の2施策となります。

始めに、お手元の資料の確認をお願いしたいと思います。席上に配付されております会議次第に配付資料の一覧がございます。御確認いただき、不足がありましたら、事務局職員までお申し出ください。

それでは、ヒアリングに入っておりますが、その前に委員の紹介をさせていただきたいと思います。

委員の皆様、お手元の名簿の順番に、各自自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、私ですが、B班の班長で、本日の進行を務めます竹之内と申します。どうぞよろしく願いいたします。

続いて、お願いいたします。

○中山委員 中山と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○班長 次、お願いいたします。

○今村委員 外部評価委員の今村と申します。よろしく願いします。

○班長 ありがとうございます。

それでは、続きまして江東区側の皆様方にも、お手元の名簿の順番に御紹介いただきたいと思います。自己紹介のほうをよろしく願いいたします。

○炭谷都市整備部長 都市整備部長の炭谷でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○半田住宅課長 都市整備部住宅課長、半田です。よろしく願いいたします。

○班長 お願いいたします。

それでは、紹介を以上といたしまして、まず、都市整備部長のほうから、施策23「良好な住宅の形成と住環境の向上」の現状と課題及び今後の方向性等について、10分から15分程度で御説明をお願いいたします。

○都市整備部長 それでは私から、施策評価シート、こちらに基づきまして御説明いたします。

まず、こちらの1「施策の分析」に記載がございますが、目指す江東区の姿ですが、この施策では、多様なライフスタイルやライフステージに応じて、住み続けられる住まいづくりと、地域と調和の取れた住環境の実現を目指すとしてございます。

施策実現に関する指標（代表指標）としてございますけども、こちらが住環境に満足している区民の割合、こちらはアンケートで取った数値でございますが、令和3年度で75.4%となっております、目標値の75%に達している状況になってございます。

本区におきましては、住宅施策はいろいろございますけども、1つはマンション対策、もう一つが区営住宅や高齢者住宅などの公営住宅の対応、もう一つが高齢者など住宅に困窮している方へのサポートなど、こういった取組が主となっておりますが、特に江東区におきましては、住宅の88%がマンション等の共同住宅となっております。これが大きな特徴でございます、住宅施策においては、マンション対策が重要な部分を占めているというふうに考えております。

今回指標が75%に達しておりますけども、御案内のとおり、本区では豊洲でありますとか有明など、臨海部におきまして大規模なマンション等の建設が続いてきたことや、それ以前から既成市街地においては、こちらは工場の跡地等でマンション建設等が進みまして、結果的に良好な住宅ストックが供給されてきたということが背景にあるというふうに考えてございます。

また、マンション対策としては、(4)の「一次評価《主管部長による評価》」に記載しておりますが、本区ではマンション等の建設に関する条例を制定しております。この条例の中で、例えば一定規模の、例えばファミリー住戸151戸以上の規模のマンションですね。こうしたマンションを建設する場合には、例えば90平米以上のゆとりのある住戸を設けなさいでありますとか、逆にワンルーム住戸を2割程度設けなさい、多様な世代・世帯向けの住戸の確保を行いなさい、こういったことを義務づけております。また、このほか、マンション建設に合わせまして公共施設や生活利便施設等の確保なども義務づけるといった形で、良好な住宅の供給に向けた建設指導を行っているという状況です。

なお、前後してすみません。(3)のコストのところ、令和3年度決算で、事業費2億9,000万円、4年度予算で4億余となっておりますが、このコストについてはほとんどが区営住宅、高齢者住宅に関する経費でございます、マンション対策はあくまでも事

業者が主体となって進めているものですので、ほとんどマンション対策にコストは要していないという状況でございます。

次に、今後の方向性ですが、大きく3点ございます。1つ目が、本年3月ですが、今後のまちづくりの方向性を示す都市計画マスタープランを改定いたしました。これに合わせて、住宅マスタープランの改定を行ったところでございます。こうしたことを踏まえて、改めて社会の環境の変化を踏まえて、先ほど申し上げましたマンション等の建設に関する条例、こちらを見直していく必要があると考えてございます。

2つ目は、既に建設されている既存のマンションがどんどん老朽化が進んでいくわけですが、こちらが適切に維持管理されるよう、管理組合等をサポートしていく、様々な支援策を講じていくということが課題でございます。

3つ目として、区内には区が管理している区営住宅が11団地、504戸ございます。こちら、老朽化が著しいため、今後建替・集約事業を着実に実施していく必要があるというのが現状の課題でございます。

次に、2の「取組の分析」でございます。まず、取組方針1「多様なニーズに応じた住宅確保の支援」では、こちらは先ほど触れましたけど、高齢者や障害者、ひとり親世帯など、いわゆる住宅に困窮している方に対して、民間賃貸・区営住宅への入居を支援するといった取組でございます。こうしたことや、単身高齢者に対する公営住宅の入居者募集、それから区営住宅・高齢者住宅の計画的な修繕、バリアフリー化など、住宅性能の向上を目指すこととしております。

指標は、お部屋探しサポート事業の成約件数としてございます。このお部屋探しサポート事業は、例えば今お住まいの賃貸住宅から立ち退きを求められているケースでありますとか、家賃が過重になっている、こういった特に高齢者、障害者、ひとり親世帯の方々、引っ越しをしなければならない方のために、江東区と協定を締結しています不動産団体の会員ですとか協力不動産店が、物件の空き情報等を御案内するなど、お部屋探しのお手伝いをするという事業でございます。

数値としましては、目標値の50件に対して、令和3年度で17件にとどまっております。こちらはコロナの影響もございまして、いわゆる相談事業という形ですので、外出自粛でありますとか、また感染拡大時には窓口相談を一時中止していたということもございまして、そもそも相談件数自体が減っているという状況が背景にございます。

(3)「成果と課題」でございますが、住宅困窮者の賃貸住宅の契約件数につきまして

は、さらなるこうした取組を区として実施していますよという周知のほか、家主さん、あるいは支援者向けのセミナーを実施して、こうした方々の入居を受け入れていただけるような環境整備、支援強化に努めていく考えでございます。また、区営住宅については、こちらは公営住宅等建替・集約事業を進めてまいります、その対象とならない住宅については、必要な定期的な修繕、改善事業を実施していくこととしてございます。

次に、取組方針2でございます。「良好な住環境の支援・誘導」でございます。先ほど申し上げましたマンション建設条例に基づき、建設時によりよい住環境を誘導するほか、既存マンションについては、適切な維持管理や計画的な修繕が行われるよう誘導することとしております。

指標としましては、1つは歩道状空地の整備としてございますけども、こちらは一定規模のマンションを建設する際に、そのマンションの敷地の一部を一般に開放してもらって、歩行者通路として整備するものがございます。

また、適正な維持管理をしている分譲マンションの管理組合数の指標ですが、令和3年度は79.4%と前年よりも向上しております、こちら分析の欄にも記載しておりますが、マンション管理士による助言指導などが効果を上げていると考えております。

「成果と課題」でございますが、先ほど来申し上げております今後新たなマンション建設方針を策定していく中で、より質の高い住宅を誘導していきたいと考えてございます。特に今後の課題としましては、近年区内で増えているワンルームマンション対策、こちらはやはり地域コミュニティにも様々な影響があるということで、これをどうしていくか。あるいはマンションの防災、特に浸水対策、水害への対策です。それから、マンションの持続可能性向上、こちらは、例えば環境に配慮した付帯設備、例えばですが、今後普及が見込まれます電気自動車の充電設備の設置でありますとか、いわゆる温暖化対策のためにこういった取組ができるのか。こうしたことを中心に検討することとしております。また、既存の分譲マンションにつきましては、適切な維持管理が課題でございまして、様々な支援策を実施していくこととしております。

施策評価シートは以上でございますが、もう一つの取組状況シート、こちらで若干具体的な取組を御説明させていただきます。この取組状況シートの施策を取り巻く状況、それから令和3年度行政評価結果は割愛させていただきます、裏面のこれまでの取組状況について御説明いたします。

まず、①の区営住宅の適正な維持管理と更新ですが、区営住宅の半数が昭和50年代前半

に建設されたものでございます。このため、老朽化が非常に進んでいるということでございます。このうち、5団地6棟については順次建て替えを進めまして、敷地の形状などから建て替えに適さない住宅については用途を廃止して、集約化を実施していくこととしてございます。

また、昭和50年代後半以降に建てられた6団地12棟、こちらについては新耐震基準の建物でございますので、安全性の観点からは今後も活用できるということから、耐用年数まで活用することといたしまして、長寿命化改修や居住性向上、福祉対応改修など、改善事業を実施していくということで取り組んでございます。

②のマンション実態調査結果を基にしたマンション等建設指導の見直しや検討でございます。こちら先ほど御説明しました、今後この調査結果も踏まえつつ、新たなマンション建設方針を策定していくこととしてございます。既にこちらは本年度から検討に入っております。

3点目が、民間マンション等の良好な維持管理や長寿命化の推進でございます。具体的な取組としましては、分譲マンション相談会でありますとか、管理組合へのアドバイザーの派遣、それから計画修繕調査支援、管理状況の把握と助言、マンション共用部分リフォーム融資、こうした取組を実施しているところでございます。

4点目が水害等の災害に備えたマンション防災面の充実でございます。具体的な検討はこれからになりますが、例えば電気設備が全て今までは1階にあって、浸水すると、もうそのマンションの電気系統は全部使えなくなってしまうということもございます。こうしたことから、電気設備の上層階への設置でありますとか、あるいは止水板、防水扉の設置でありますとか、浸水したときの一時的な避難先の確保として集会室を上層階に設けなさいなど、こうした義務化について今後検討を進めていくこととしてございます。

以上、簡単でございますが、私からの説明は以上となります。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、今、御説明を受けまして、施策23につきまして質疑を行ってまいりたいと思います。

まず、委員のほうから御発言をお願いしてよろしいでしょうか。

○委員 今、御説明をいただいたところもありますが、まずお部屋探しサポート事業について教えていただきたいと思います。

件数を見ますと、やはりなかなか増えていかないような感じにも見えます。今のお話で

コロナの影響もあるのではないかというようなお話もありましたけれども、コロナ前の令和元年度も20件ということでそんなに多かったわけでもないのに、なぜ伸びないのかというところの御質問ですが、そもそも住宅困窮者の方にそういう需要が少ないのか、住宅困窮者への住宅の供給が少ないのか、そもそもこういう事業がありますよという周知が不十分なのか、その辺はどういうふうにこの伸びない理由を考えていらっしゃるのか教えてください。

○住宅課長　それでは、住宅課長からお答えいたします。

まず、コロナの影響ということで、どういうところに影響があったかということなのですが、お部屋探しサポート事業の成約件数は先ほどご説明したとおりなのですが、まず申込みというのがありまして、申込み件数で見いきますと、令和元年度は222件、令和2年度が178件、令和3年度109件ということで、やはりちょっとコロナの関係で外出自粛等が影響して、申込み件数が減少したということが考えられます。というのは、当初区役所の窓口で、お部屋探しサポートの相談を週1回受けるということになっていましたので、区役所まで来なきゃいけないということもありまして、減ってしまったのかなというところがあります。

もう一つ、成約件数が伸びないといったところの理由としましては、1つは住宅困窮者に対する支援策ということで考えていますので、そのニーズとして、やはり金額的に安いお部屋を求めているというところがあります。ところが、一方でこのお部屋探しサポート自体は民間の賃貸住宅を御紹介するといった事業ですので、あくまで民間ベースの家賃設定となっております。

こうしたことで、例えば江東区内ですとやはり5万円台で住もうといったような御相談が来ても、お風呂とトイレがついてキッチンがついてとなりますと、5万円というのが最近もうなかなか見つけれないといったような状況にありまして、こうしたことから、ニーズと実際の不動産市況の乖離があるのかなと。こういったところで、なかなかマッチングがうまくいっていないというところがあります。

やはりあまり生活に負担をかけ過ぎて家賃を払ってしまうと、またそれはそれで生活困窮に陥ってしまうというのがありますので、そういった方には、例えば生活保護の御案内をしたりとか、そのほか都営住宅の申込みの機会を御案内したり、あるいはもうちょっとお金は出せるよということであれば、URの賃貸への申込み場所を御紹介したり、そういったことで支援をしている状況でございます。

以上です。

○委員 ありがとうございます。なかなかやっぱり条件面で折り合いがつかない場合も多いということかなと理解しました。引き続き生活困窮者への補助や、助けを継続していただければと思っています。

続きまして、取組方針2ですが、ここの指標で、適正な維持管理をしている分譲マンションの管理組合数、令和3年度で79.4%という数値が書かれているんですけども、この数値について少し確認したいのですが、分母は届出対象マンションで、分子が適正に管理されているマンションということによろしいかと思っているのですが、この残り約2割というのが、届出はあるけれど管理が適正ではないというマンションもあれば、そもそも届出もしていないというマンションもあるという理解でよろしいでしょうか。この理解で合っているのであれば、その届出をしていないマンションというのは大体何割ぐらいあって、何棟ぐらいあるでしょうか。

○住宅課長 住宅課長からお答えいたします。

マンション適正管理の届出の状況でございますが、90%以上が届出済みとなっております。届出があったうちの10%程度が管理不全の兆候が見られるというようなことになっております。

ただ、その中でも、管理不全の兆候項目が8項目ほど決まっております。それに該当してしまうと管理不全の兆候があるというふうにみなされてしまうんですけども、小規模なマンションで、区分所有者のお互いの話合いの中で運営を考えているといったところもありまして、本当の意味での管理不全かということ、必ずしもそうでもないというものも含まれております。

以上です。

○委員 すみません。確認ですけど、そうすると、10%ぐらいは届出がないという理解で大丈夫でしょうか。もしそれが何棟ぐらいあるか分かりましたら、お願いします。

○住宅課長 10%の届出がないといったことで、そのとおりでございます。

何棟ぐらいかという点ですが、マンション管理の要届出対象件数というのは330件ということで数を捉えておりまして、届出済みの件数がそのうちの297件。ですので、出ていないというのが33件といったところでございます。

以上です。

○委員 ありがとうございます。問題としては、多分この33件をどうしていくかということ

ころが一番重要なのではないかなと思っているのですが、分析のところはマンション管理士による現地調査及び助言・指導の実施、届出促進や管理強化に向けた取組が効果を上げているというふうに書かれていますので、届出をしていないマンションに、区が依頼したマンション管理士さんが出向いて、こちらから管理組合などにアプローチをするような取組をされているという理解でよろしいでしょうか。

○住宅課長 はい、おっしゃるとおりで、マンション管理士を派遣して、マンション管理組合に働きかけを行っております。

○委員 ちなみに、令和3年度というのはどのぐらいのアプローチというか、その届出をしていないところへの訪問というのはどのぐらい行われたのでしょうか。

○住宅課長 令和3年度は、少々お待ちください。令和3年度につきましては、すみません、ちょっともう一度調べて、またお答えいたします。

○委員 やっぱり私はこの問題ってすごく大きな問題だなというふうに捉えていまして、やはりマンションも高齢化して、住んでいる人も高齢化して、その管理をどうするのかというところで、今この届出をしていないマンションというのは、何か問題を抱えている可能性が非常に高いと思っていますので、やはりここに直接アプローチをかけて、その状況を把握して対応を取る。問題が大きくなる前に、そういう対応を取るということが非常に重要だと思っていますので、その辺の対応をお願いしたいと思っています。

以上です。

○住宅課長 令和3年度でございますけれども、10件の個別訪問をしております。令和2年度につきましては、コロナということもありまして、訪問はしておりません。

○班長 ありがとうございます。

それでは、続きまして委員、お願いいたします。

○委員 声、聞こえておりますでしょうか。それでは、始めさせていただきます。

私はざっくり4問考えております。そのうちマンションが2本で、あと、お部屋探しサポート事業と区営住宅を1問ずつ、ちょっとお伺いしたいと思っています。

先ほど委員からお話がありましたが、やはりマンションはすごく大事な話で、先ほど都市整備部長からもお話ありまして、江東区内はマンションの割合がすごく高いですよ。東京とか大阪がいわゆるマンションは多くて、マンション問題は大都市問題とよく言われていると思います。その中でも江東区のマンションの割合が高いので、言ってみればそういう大都市における住宅の特徴が、江東区に端的に出ているじゃないかなというふ

うに思いながら伺っていました。

それで、住環境に満足している区民の割合がもう4分の3を超えているということで、これは非常にいい値だと思います。いいですねと言うのでは、私の仕事は終わっちゃいますので、ちょっとほかのアンケートなんかも見つめて、少し自分なりにいろいろ考えてみました。

やっぱりその住宅がいいか悪いかということは指標の一つでよく使われています。この町に住み続けたいかどうかという、そういう気持ちを住んでいる方が持っていच्छるかということですね。これは定住意向とか定住志向というふうに言われているのですが、これに関するアンケートがないかなと思っていたら、ちょうどその江東区政世論調査というのがありまして、これを拝見しました。

すると、江東区の方々の定住志向はすごく高く、特に平成25年以降9割を取っていますね。9割以上の方がこの町に住み続けたいと思っている。すばらしいことだと思いますし、特にその中で5割の方が、江東区を終の棲家にしたいと考えていच्छる。区民の半分以上の方が終の棲家にしたいと考えている江東区というのは、やはりいいところなのだと思いました。

ただし、これ、なぜ住み続けたいかなという理由を見つてみますと、「自分の家だから」という方が4割で、あと、「生活に便利だ」という方が3割、「通勤通学に便利」が3割ということなのですね。自分の家だということと、生活上の利便性が高いということをやっぴり理由に挙げていच्छる方が多いですね。

反面、やっぱり「子育て環境がよい」といच्छる方は3%ですとか、「人情にあつく親切」といच्छる方は1%ちょっと超えるぐらいなど、社会的な環境を挙げる方といच्छる方は実はそれほど多くない。これは設問の仕方にもよると思うのですが、統計的にはそういうのが出ているということですね。

それで、先ほど部長からもありましたとおり、江東区の世帯数が27万世帯ですが、単身高齢の方がそのうち3万世帯で1割強、高齢夫妻の方々だけの世帯といच्छる方は2万世帯で1割弱で、合わせて2割ぐらいの方が高齢の方のみで構成されている世帯だということになっています。

別のアンケート、長期計画区民アンケートで見つると、普段のことで何か困ったことで相談する相手といच्छる方は、やっぱり同居家族ですとか友人の方といच्छる方が多いようなのですが、高齢の方といच्छる方は、やはり場合によっては家族がいच्छる、あるいは友人の方は結

構接触が取りにくいということもあると思います。

これを裏づけるものとして、やはり地域活動や就労しているという方が65歳以上になると少なくなっているとか、あと高齢の方が相談する、中心センターとなる地域包括センターの活動内容を知らないという方が実は5割以上とか、やはり共同住宅に多くの方が住んでいて、高齢世帯の方が多くて、ただしその地域社会をつなぐその絆というのが、前回も申し上げましたが、町会への加入率がやや低くなってきているということと併せて考えると、やや心配な状況だなと思ったりもしています。

そういうところにおいて、この住宅政策においてコミュニティを醸成して、取りあえずその分譲マンションにおいてそういった取組をしていくのは大変大事だなと思います。特に都市計画マスタープランにおいてコミュニティ活動を支える環境づくりとか、マンション等の建設に関する条例で、生活利便施設や地域貢献施設の設置に関する指導を行っておられるということで、これはとても先進的な取組だなと思います。

ちょっと前置きが長くなりましたが、以上の認識を持って私は2問お伺いしたいのですが、まず江東区マンション等の建設に関する条例で、これに基づく指導によって、生活利便施設や地域貢献施設を151戸以上のマンションを造る場合には造るようという指導をされているのですが、現在それによって実際に建設された施設はどのくらいあるのかということと、それはどのように運営されているのか。それから、今後想定されている建設がどのくらいあるのかということについて、まずお伺いしたいということです。

2番目として、江東区の方々の生活上の要望事項の一番って防災対策になっています。これは先ほど部長もおっしゃったとおり、江東区は震災や津波ですとか、あるいは停電や断水ですね。震災や津波の場合、やっぱり垂直避難ということでどうしようと心配される方が多いと思いますし、分譲マンションでよく起こるのが停電と、あとエレベーターの閉じ込めなんかですね。こういったことに対する対策を求めている方が結構多いということなのです。

それで、都市計画マスタープランの中では、タワマンなどにおけるその防災対策の推進を考えておられて、現実にも民間のNPOや企業も、そのマンション管理組合の防災対策をかなりサポートしていると思うのですが、こういった江東区のマンションにおける防災対策ですね。住宅サイドからのアプローチでいいのですが、現状どうなっているか、ちょっと教えていただければ。

すみません。マンション2問で、まずちょっとお答えいただければと思いますけど、よ

ろしくお願いいたします。

○住宅課長 では、住宅課長からお答えしたいと思います。

まず1つ目が、江東区マンション等建設に関する条例の生活利便施設、それから地域貢献施設の状況でございます。江東区マンション等建設に関する条例では、ファミリータイプの住戸が151戸以上のマンションに対して、教育施設や児童福祉施設といった不足する公共公益施設の整備を伴わない場合に、生活利便施設または地域貢献施設の整備を求めているといったような内容になっております。

平成30年10月からこの規定がございますけれども、ファミリータイプ住戸が151戸以上となったマンションは、この間1件だけというふうな状況ございまして、これについては、公共公益施設として防災倉庫を整備してほしいと要望して、整備を受けたといったところがございまして、そうしたことから、今のところ生活利便施設、地域貢献施設の整備事例がないといったような状況でございます。

151戸以上となる大規模なマンションについては、まだ大きな土地、あるいは工場等もございますので、今後出てくる可能性はあるかなと思っておりますが、そのときに整備状況等を注視してまいりたいと考えているところでございます。

それから、もう一つのお尋ねの防災の対策で、マンションにおける防災対策の状況といったところでございますけれども、おっしゃられたとおり、区民の防災、災害対策に対する関心が高いといったところで、令和4年3月にまとめて、7月にホームページに掲載しましたマンション実態調査の結果でも、浸水を含む防災に対する取組については、関心が高いといった結果が出ております。

その一方で、防災マニュアルの整備、それから防災訓練の実施、こうしたソフト面のことから、止水板や受変電設備の上層階設置といったハード整備までを含めて、現状として着実に準備ができているとは言えない状況になっております。

これまで本区はマンション条例の中では、まずはマンションにいる方々の物資をしっかりと確保していこうということで、災害用格納庫の設置を義務づけて対応を図ってきたところではあります。

この災害用格納庫は、ちょっと分かりにくいのですが、階数が5を超えるマンションについては、いずれの階からも4を超えない階に設置するといったような内容にしておりまして、具体的にどんな感じになるかという、例えば5階建てのマンションですと、どこかの階に1か所あればいい。6階建てになると、1階と6階に設けないとその規定が満た

されない。あるいは、10階以上のマンションになると、1階と10階に設けるとか、そういった複数階に災害用格納庫を設けてないといけないよといったような内容になっております。こうした制度につきましては、特に高層マンションに特化した指導というわけではございませんが、一定の効果があるものと考えているところです。

あとは、住宅課以外でやっているものとしましては、防災課が自助・共助・公助のうちの共助として、自主防災活動を行う災害協力隊の設立や運営に関する支援を行っております。あと、防災課で「集合住宅防災ガイドブック」といったものを作成しております、マンションなど集合住宅向けの防災対策への啓発を行っているところです。

説明は以上でございます。

○委員 ありがとうございます。課題をよく捉えられておりますので、私なりに安心しました。特に防災対策は、よく皆さんおっしゃっているのは、いざとなったとき、水がなくて困るという方が非常に多いようですね。ですから、格納庫を造って非常のときの水ですとか毛布ですとか、そういうのを備蓄しておかれるというのはすごくいい取組だなと思いました。

ほかにもちょっとお伺いしたいことがあります。時間が参りましたので次に行きます。次は、いわゆる住宅確保要配慮者ですね。いわゆる弱い立場にある方々へのケアということで、お部屋探しサポート事業を始められているということで、これはすごく大事だと思うのですが、居住支援協議会です。核となる組織ですけども、江東区は比較的早い段階で設置されて、積極的に取り組んでおるのではないかと私は評価しております。

その上で伺いますが、やはりこういうお部屋探しの話というのは、先ほど委員のお話にあった家賃がひとつ問題になるのと同時に、やっぱり万が一1人で亡くなってしまうたら非常に困るという、大家さんの側の、家主さんの側の問題意識があるというのは、ある意味ずっと続いていて、その不安を解消するために、いろいろな見守りサービスをやっていると思います。区でも紹介していらっしゃると思いますが。そういったことを含めて、今後生活面のサポートとかいうことをやって、大家さんの不安を解消して、この件数を増やしていくということをもしてお考えであるのならば、そういうことの中身について少し御説明いただきたいです。

あと、それに関連してなんですが、もう既にいろいろなところにお住まいの方でも、例えばエレベーターがないところにお住まいの方って結構いらっしゃると思います。引き籠もってしまう傾向があります。そういうのを何とか解消しなきゃいけないというところで、い

ろいろなところでいろいろな方が取り組み始めておられまして、例えば都営住宅とかいろいろな団地で移動販売ですね。いろいろな生活物資をライトバンみたいなもので積んで行って、身近なところまでお届けして買っていただくとかですね。

薬剤師会が取り組んでいただいている、いわゆるお薬を届ける。お医者さんが処方箋を発行して、それを受け取った薬剤師がお薬を持って行って、薬の飲み方の指導とか、併せて場合によっては困った方がいらっしゃったら、ケースワーカーに取り次ぐとかいう取組なんかもやっていますが、こういう生活サポートのいろいろな取組がいろいろなところで起こってきてまして、そういったこととの連携というのも、住宅政策として必要になってくると思いますが、先ほどのお部屋探しサポート事業のことと併せて、お考え、そこら辺を聞かせていただければと思います。

最後、区営住宅ですが、建て替えの計画の中で、将来的な住宅困窮世帯数を出しているというのは、これは実に大事なことでして、今こういうことをしている自治体ってそうないです。御立派だなと思います。

ただ、やっぱり超長期の推計不確実性があるので、固定的なストックを建設するということはやはりリスクがあるので、現状維持とすることも理解できますが、だったらその場合、今後多く例えば不足数が生じてきた場合にどうやって補うかという、やはり自治体としての責務が発生してくると思います。

そのときに考えられる、例えば借り上げ方式ですとか、例えば民間の住宅を区が借り上げて、そこを公営住宅として開放するとか、いろいろな手法、長所短所あるのですが、そういう弾力的な方法について何かお考えなのかどうか、それについて伺えればと思います。

以上でございます。

○住宅課長　それでは、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

1つ目がお部屋探しサポートの関連で、大家さんに対して不安を解消するような対策は何か考えているのかといったような御質問でございますが、おっしゃるとおりで、民間賃貸住宅を賃貸するに当たって、特に単身の高齢者の場合ですけれども、貸主は借主が賃貸物件で急に倒れてしまったとか、あるいは何かあったときに早く気づけるようにはできないだろうかという不安を抱えている。もう一つ、借りる側としても、何かあったときに気づいてもらえるだろうかといったことを気にしているといったような状況があると認識しております。

その双方の不安を解消するために、お部屋探しサポートに付随した事業としまして、

「江東あんしんサポート事業」という名前で事業を行っております。こちらにつきましては、中に住んでいる方、借主に対して、週2回の電話を使った応答メッセージによる安否確認と、それから、死亡時の修繕や清掃等原状回復費用、遺品整理等事故対応費用として、50万円の費用補償がセットになった入居支援サービスの導入に対しての支援を行っているところです。

金額的には、現在通常初回登録料として、税込み1万1,000円と、月額利用料の税込み1,650円がかかりますが、そのうちの初回登録料については、本区で全額助成するといったことになっておまして、本人負担は月々の使用料のみの支払いということで制度をつくっております。ただし、こちらにつきましてはまだ実績が二、三件でございまして、伸び悩んでいるのも事実でございます。

こうしたことから、我々住宅課のほうでは今年度、貸主向けの入居支援の理解促進を目的としたセミナーを行おうと思っております。あと、住宅確保要配慮者を支援している長寿サポートセンターとか、あるいは障害者施設の職員向けにも、居住支援セミナーを開催しようと思っております、今後も関係者の理解促進を図ってまいる所存でございます。

このほか、生活サポートとの連携ということで、都営住宅の移動販売ですとかの御紹介をいただきましたが、これにつきましては長寿応援課のほうで週3回程度、乳酸菌飲料を持って自宅に訪問する声かけ訪問というものや、あるいは週1回自宅に電話する電話訪問といった支援につきまして、70歳以上の独り暮らしで安否の確認が必要な方向けに、見守り事業として実施しているところでございます。

それから、次の御質問ですけれども、区営住宅の計画の中で住宅困窮世帯数を推計していて、ただ、超長期的にはそれだけでは足りないかもしれないのではないかと御質問でございました。

これについては、おっしゃるとおりの部分もございまして、一方で、本区には低廉かつ一定の質を有する賃貸住宅のストックが多数あるといった状況がございまして、中でも公営住宅、都営住宅ですとか区営住宅を合わせた公営住宅ですけれども、こちらの戸数については、23区の中でも2番目に多いと。全国的に見ると東京が圧倒的に多くて、その中の23区の中の2番目に多いといったような状況がございまして。

これについては、東京都のほうも住宅ストック全体が量的に充足しているといった中で、今後人口減少も見込まれることから、都営住宅は現在のストックを最大限に活用するというふうに考えているところでございまして、本区としても現時点ではこういったストック

のフル活用といったことで対応していきたいと考えているところでございます。

あと、今後それを上回るようなストック不足といったものが起こるときには、それに向けて対策を考えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員 分かりました。ただ、2問目については、正直お答えも難しいのかなと思いつながら聞いていまして、すみません、やや私の中で消化不良なのですが、もう少し申し上げたかったのは、現行制度はいろいろ問題があるかもしれないんですけども、いろいろなほかの事業主体のストックを活用するのも大いに結構ですし、それから民間のいろいろなストックを活用するのも結構なのですが、そのようにいろいろと考えながら多面的にお考えになるのがよろしいのかなと思って、最後、伺っておりました。

そうですね。以上でございます。ありがとうございました。

○班長 どうもありがとうございました。

○委員 私のほうから少し簡単な質問をお願いしたいのですが、まず先ほどの江東区の特徴として、88%が共同住宅だったりマンションだったりするということでございますけれども、住環境としては当然戸建てもあるわけですが、その場合の災害対策とかそういったことでの対応というのは、現在どういうふうになさっているのかというのをちょっとお尋ねしたいと思います。

○住宅課長 戸建てに対する災害対策として、どうしたことをしているのかといったような御質問をいただきました。

住宅課で主に実施しているのは、マンションに対する対策になりますけれども、都市整備部全体で見ますと、戸建て住宅にもいろいろと施策を展開しているところです。例えば、耐震化といったのが大きなものとして一つありますけれども、これは建築調整課でやっておりますが、戸建て住宅、これは木造、それから非木造に対しても、耐震化の診断ですとか助成をしております。それとマンションに対しても、併せて耐震化の診断や助成を行っているところでございます。

あともう一つが、やはり燃え広がらないまちづくりといったところで、特に北砂三、四、五丁目地区でございますけれども、こちらについては不燃化特区ということで、地区計画も活用しながら道路の拡幅ですとか、それから不燃化を進めるための解体の助成ですとか、いろいろな施策を展開して、燃え広がらないまち、不燃領域率を上げていくようなまちづくりに取り組んでいるところでございます。

ちょっと簡単ですが、以上でございます。

○委員 ありがとうございます。戸建て対策というのは、もうある程度進んでいるという理解でよろしいですか。

○住宅課長 戸建て対策でございますけれども、一定程度は進んできてはいるのですけれども、やはり特に耐震ですと、昭和56年以前の建物というのがまだまだ残っている状況です。特に木造の住宅になりますと小さなものもたくさんありまして、高齢者の方が独り暮らしをしていたりとかということで、なかなか建て替えに進んでいないと。あるいは耐震化の工事にも進んでいないといったところもございまして、これに対して無料の診断を実施等、様々取り組んでいるところではあります。

○委員 条例とか規則とか指導要綱とかいろいろ拝見させていただきまして、非常に対応を練っていらっしゃるというふうに理解しているのですが、例えば今、戸建ての老朽化なんかがあったときに、御高齢であったりしたときに、その戸建て対策に予算を払うというよりは、先ほどの区営住宅とか、そういったほうへの住替え誘導は、将来的にお考えでしょうか。

○住宅課長 区営住宅あるいは高齢者住宅への住替え誘導といったところでございますけれども、戸建てについてはやはり所有されている方が多いといったことで、高齢者住宅ですとか区営住宅については所得制限とかいろいろな入居のための資格といったものが定められておりまして、そういったところからも、ちょっとうまくマッチングできないかもしれないなというところがあります。

それよりは、やはり今のところで、今の御近所付き合いも含めて、今お住まいのところで安心して住めるようなまちにしていくことのほうが優先されるのかなということで、現在力を入れて進めているところでございます。

○委員 現状維持というか、現状を基に考えていくということになると、例えばマンションなんかは入居戸数とかが100を超えたりするわけですがけれども、例えば戸建ての町会なんかはどのぐらいの戸数で構成されているかちょっと私は分かりませんが、戸建てのいわゆる災害対策、例えば何かあったときに、先ほどの水の問題とか食料の問題とか、そういったものは公共施設で対応しているというところが多いと思いますけれども、そういったところに、例えば先ほどのマンションなんかの機能をつなぐということになってくると、町会と近いエリアのマンションの管理組合とかの連携が取れるようになってくるのではないかと思いますので、例えばそのマンションを新しく造るときに、そういうふうな貯

蔵の仕組みを町内会まで含めたような形で大規模化するとか、そういうふうなことはお考えにならないですか。

○住宅課長 マンション内に災害用の備蓄倉庫を設けるといったようなことかなと思います。今後、先ほど話題にもありましたが、生活利便施設ですとか地域貢献施設というところも、大規模マンションですと整備することが出てくると思います。そういった中で、そういった近隣の町会のところに対しての貢献といったものも、何か取り入れられないかというのは考えていきたいなと思っております。

あとは、水害対策として、戸建ての場合は低層ですので、本当の急な水害とか、逃げ遅れたとか、そういったときには高い建物が近くにあれば逃げ込めるところもありますので、なかなか条件整備というのは難しいところもありますけれども、何かしらそういった助け合いができないかということは考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員 最後に一つですが、老朽化によって区営住宅の建て替えが予定されていますけれども、これからの課題なのだろうと思えますけれども、その建て替えられる新しい区営住宅については、何か新しい取組と申しますか、何かお考えは今現在ございますか。

○都市整備部長 都市整備部長からお答えします。集約化した後に、創出された用地の活用という御質問かと思えます。

これは区営住宅もそうですし、これまでも都営住宅が改修されて、高層建てにして一定のスペースが出てくるのですね。こうしたところについては、区としても公共施設を配置していきたい。特に各部署、例えばこれまででしたら保育所でありますとか、高齢者向けの施設でありますとか、あるいは別の地域ごとのニーズもありますので、そうしたことをこれは我々住宅課だけではなくて、全庁的にいろいろなどのような区民ニーズがあるかも聞きながら、最終的に区として、都営住宅であれば都に要望する、区営住宅であれば区の中で活用を決定すると、そういう想定でございます。

○委員 ありがとうございます。恐らく住環境だけにとどまらず、都市計画の問題に多分に関わってくる問題だと思いますので、そういうふうな形で総合的にお考えいただければと思っております。

○班長 ここで外部評価モニターの皆さん方から、御質問や御意見を伺えればと思います。ぜひ遠慮なく御発言いただきたいと思いますが、挙手をいただいて、御発言をお願いしたいと思います。事務局のほうでお気づきでしたら、御連絡ください。

○事務局 事務局です。今は1名もいらっしゃいません。

○班長 分かりました。それでは、施策23につきましては、ヒアリングは以上とすること
にします。

それで、外部評価モニターの皆様方にですが、事前に意見シートをお配りしております。
意見シートはお帰りの際に事務局職員に御提出をいただきたいと思ひます。

それでは、ここで5分ほどの休憩を入れたいと思ひます。再開は15時5分ということに
いたしますので、皆さん方御休憩ください。

(休 憩)

○竹之内班長 では、委員会を再開いたします。なお、職員の方の入れ替えがございました
ので、あらためまして、自己紹介を行いたいと思ひます。委員の皆様、お手元の名簿の
順に、各自お名前をおっしゃっていただければと思ひます。私は班長の竹之内と申します。
よろしくお願ひいたします。

次、お願ひいたします。

○中山委員 中山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○班長 次、お願ひいたします。

○今村委員 同じく外部委員の今村と申します。よろしくお願ひいたします。

○班長 ありがとうございます。

それでは、江東区側の皆様方も、お手元の名簿の順番に御紹介をいただければと思ひ
ます。お願ひいたします。

○長尾政策経営部長 政策経営部長の長尾でございます。どうぞよろしくお願ひいたしま
す。

○大塚企画課長 企画課長の大塚でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○老川区民部長 区民部長、老川と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

○藤田職員課長 職員課長、藤田と申します。よろしくお願ひいたします。

○伊藤情報システム課長 情報システム課長の伊藤と申します。よろしくお願ひいたしま
す。

○高須計画推進担当課長 計画推進担当課長の高須と申します。よろしくお願ひします。

○河野区民課長 区民課長の河野と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○班長 以上でよろしかったですか。じゃあ、皆様方、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず政策経営部長のほうから、「施策の実現②：効率的な区政運営と職員の育成」の現状と課題及び今後の方向性等について、10分から15分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○政策経営部長 それでは、私から「計画の実現に向けて」の2、「効率的な区政運営と職員の育成」について御説明をいたします。

「計画の実現に向けて」は全部で3項目ございまして、その位置づけとしては、子育てや福祉といった分野別の27の施策と異なり、長期計画に掲げる各施策を実現するための環境づくりや、行財政運営の在り方等を各施策横断的に支えるための区の内部管理的な取組や、内部的な事項や取組の方向性をお示しするものでございます。

それでは、お手元の施策評価シートに基づいて御説明をいたします。

まず、1の「施策の分析」についてです。この施策の取組目標は大きく2点、区民ニーズが多様化・複雑化する中での効率的な区政運営の推進と、区民にとって便利で質の高いサービスの提供の2つでございます。

次に、(2)「現状・取組み状況」です。取組目標の達成に向けて、7項目の指標をお示ししております。このうち主なものを御説明いたします。

初めに①新規、レベルアップ、見直し、廃止の事業数についてです。こちらは本区が行う約900の全ての事業について、目的妥当性、有効性、効率性といった観点から評価を行う事務事業評価の結果、事業の改善方向がどうなったのかをお示したものになります。

3年度は2年度に比べて、新規事業が6増、レベルアップ事業が7増、見直し事業が5減、廃止となった事業が14増となっております。外部評価をはじめ施策評価、事務事業評価など、行政評価の結果を踏まえた施策展開がなされたものと考えており、今後も行政評価結果を着実に施策に反映させるよう努めることとしております。

次に、②の職員数についてです。2年度から6年度までを期間とした定員適正化計画に基づき、元年度の職員数2,715人を上限値として、職員数の適正化を図っております。4年度は技能系職員等の退職不補充を主な要因として、前年度比36人の減となりました。今後も簡素で効率的な体制を堅持しつつ、必要な人材の確保については、積極的かつ計画的な採用を行ってまいります。

次に、③マイナポータルを活用した電子申請件数についてです。国が運営するマイナポータルから受け付けたマイナンバーカードを使用する電子申請件数については、3年度

1,343件となっております。2年度と比較すると大幅に減少しているように見えますが、2年度は緊急経済対策として、一律10万円が寄附された国の特別定額給付金の申請2万2,337件を含んでおり、それを除きますと、2年度は680件となります。この件数と3年度を比べますと、約2倍近い実績となっております。

次に、⑥男性職員の育児休業取得率についてです。2年度の35.7%から、3年度は36.2%と着実に向上をしております。今後も「職員のしごと生活応援プラン」の周知の取組により、取得率向上を図ります。

次に、⑦自主企画調査実施人数です。2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、実施を見合わせました。今年度については、感染状況を注視しつつ、調査対象を限定した上で実施をすることとしております。

次に、(4)「一次評価」を御覧ください。総評としては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けているものの、区取組はおおむね順調に推移をしていると考えております。

次に、今後の方向性ですが、4点掲げてございます。

1点目は、公共施設等の計画的な維持管理・更新等を推進するための基本方針である江東区公共施設等総合管理計画について、長期計画の後期改定を見据え、4年度末の改定に向けた検討を進めること。

2点目は、新型コロナウイルス感染症の区民生活や区財政への影響を見極め、ICTの利活用等により、業務改善、事務の効率化、区民サービスの向上に努めること。

3点目はマイナーポータルサイト利用促進と、オンライン上での各種手続を行える環境整備を推進し、電子申請件数の増加を図ること。

4点目は、「職員のしごと生活応援プラン」に基づく取組を着実に進めていくこと。

以上の4点でございます。具体的な取組につきましては、次の2の「取組の分析」を御覧ください。

まず、取組方針の1「効率的な区政運営の推進」です。こちらは、外部評価への区民参画など、客観性を担保した行政評価の活用による施策及び事務事業の見直し、また行財政改革による財政負担の軽減と区民サービスの向上を図る取組となります。

成果と課題としては、先ほど御案内のとおり、行政評価結果を事務事業の見直し、予算への反映につなげております。また、行財政改革として、指定管理者制度の導入施設の拡大や、業務委託の推進を図りました。

次に、取組方針2「ICT利活用の推進」です。将来的に懸念される厳しい環境下にお

いても持続可能な行政サービスが提供できるよう、RPAやAIなどのICTを活用し、事務事業、事務作業の効率化を進めていく取組となります。

成果についてですが、3年度は江東区情報化推進プランの方針に基づき、ICTの業務への活用として、業務の自動化ツールであるRPA適用業務の追加や、統合型GISの構築、庁内LAN環境の無線化等に取り組みました。

課題といたしましては、4年度以降についても早期に実現可能で高い効果を見込める業務を対象とした、具体的な取組を進めていく必要があると考えております。

次に、取組方針3「窓口サービスの向上」です。窓口サービスでの区民満足度の向上に向けた民間委託の推進や、手続の電子化など、行政サービスの向上を図る取組となります。

成果と課題ですが、コロナ禍において窓口混雑緩和の観点から、郵送手続の促進を図ったほか、電子申請対応を推進いたしました。

次のページ、取組方針の4「公有財産の適切な管理と有効活用」です。将来の人口動向や施設利用を見据え、区有地・区有施設の有効活用や、民間活力の活用などの手法を検討しながら、区民ニーズに合った施設整備を進める取組となります。

成果と課題ですが、3年度にコロナによる税収減が懸念されたことから、長期計画に掲げる施設開所事業の先送りや中止を行いました。引き続き感染症の状況を注視しつつ、再計画化についての検討が必要と考えております。また、長期計画後期改定を見据え、公共施設等総合管理計画の改定を行い、施設類型ごとの課題や方向性を整理する必要がございます。

次に、取組方針の5「職員の育成」です。広い視野と意欲、スピード、思いやりを持って、新たな行政課題を解決できる職員の育成と、公務員としての倫理意識の徹底を図るとともに、働き方改革と長時間労働の是正により、職員が健康で能力を発揮できる組織づくりを進める取組となります。

成果と課題ですが、今後も職員の能力開発を推進し、専門的な人材や多様な人材の確保育成策について検討を進めてまいります。

次に、これまでの取組状況について御説明をいたします。恐れ入りますが、行政評価結果への取組状況説明シートを御覧ください。資料左側の下段を御覧ください。令和3年度行政評価（二次評価）結果と二次評価結果に対する取組状況について御説明をいたします。

二次評価では、ICTの積極的な利活用の推進、区民ニーズに合った施設整備の手法検討、分かりやすい区民の立場に立ったサービスの提供、職員の働き方改革の推進が指摘を

されております。

次のページにありますこれまでの取組状況を御覧ください。

まず1点目は、開かれた行政運営の実現に向けた行政評価システムの活用です。新たな長期計画策定に伴い、中止しておりました外部評価を令和3年度より再開いたしました。また、コロナ禍においても建設的な議論ができる体制づくりを図るため、オンライン方式と対面方式を併用して実施をしております。

2点目はICT利活用の推進です。AI-OCRとRPAを活用した業務の自動化ツールや、保育所利用調整に係るAIシステムの構築、ウェブ会議やコロナ対応時のテレワーク環境の整備等により、業務の効率化を進めております。また、電子申請の手続メニューの拡充や、公共施設でのWi-Fi利用環境を拡充し、ICTを利活用した区民サービスのさらなる向上を図っております。

3点目は「江東区人材育成基本方針」に基づく取組の実施と、職員の資質向上についてです。高度化・複雑化する区民ニーズに対応し、新たな行政課題を解決できる職員を育成するため、本区では能力開発の手法を大きく3つに分けており、1つ目は自己啓発、2つ目はOJT、3つ目は集合研修となっております。4年度は新たにICT利活用に関する研修を実施し、ICTの人材の育成を図ってまいります。

4点目は、ICTを活用した窓口サービスの向上に向けた取組です。事務の効率化はもとより、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、窓口サービスにおけるデジタル化推進等が求められております。ID付個人番号カード交付申請書の発行依頼など、電子申請メニューの拡充や、一部の手続について郵送による手続を可能としたことにより、区民の利便性の向上に努めました。また、令和4年度より証明書手数料支払いにおいて、キャッシュレス決済端末や自動釣銭機を導入し、さらなる窓口サービスの向上を図ってまいります。

5点目は公共施設等の適切な維持管理についてです。施策評価シートの説明でも触れましたが、平成29年3月に策定した公共施設等総合管理計画の改訂に現在取り組んでいるところです。

最後、6点目は多様な人材の活躍推進のあり方検討です。3年度は障害のある会計年度任用職員と支援員で構成する集約配置型組織、オフィスサポートセンターを開設するとともに、庁内の障害者理解促進に向けて、管理監督者を対象に特別研修を実施いたしました。また、疾病を抱えた職員の支援として、4年度より職員課に保健師を配置しております。

各シートに基づく説明は以上でございます。冒頭申し上げましたとおり、効率的な区政運営と職員の育成を目指す本施策は、基本構想の実現、長期計画の着実な実行を図る上で非常に重要な基盤であり、引き続き推進をしてみたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○班長 どうもありがとうございました。

それでは、「計画の実現②」の施策について、質疑を行っていききたいと思います。

まず、委員のほうからお願いできますでしょうか。

○委員 はい、お願いします。

まず、マイナポータルを活用した電子申請件数というのがこちらに掲げられているのですが、それを見て、ちょっとこの1,343件というのをどう評価していいのかなということがありまして、なぜ件数なのかというのもあるのですが、多分申請できるものというのがたくさんあって、これはその累計だと思うのですが、総申請件数に対して電子申請件数がこのくらいあって、大体何%ぐらいとかそういうふうな形で、あと目標が大体令和6年度ぐらいにこのぐらいのパーセンテージを目指していきますとか、そういうものがあれば評価もしやすいですが、ただ単に1,343件というとなかなかちょっと評価しづらいです。ここを申請数にしているということと、あと何か目標設定みたいなものはあるのでしょうか。

○情報システム課長 情報システム課長でございます。今、いただきました御質問にお答えさせていただきます。

まず、マイナポータルを通じた電子申請サービスですが、実際今できる申請種類というのが19あります。主に子育ての分野、あとは介護関係、今年から始めたものが2手続ありますので、それを今進めているという形です。

今件数を載せさせていただいている件数については、その17手続についての総件数というような形になっていて、多いものを挙げますと児童手当の現況届、これは毎年出さなきゃいけないものなのですけれども、これが比較的多いような形になっているのと、保育施設の現況届が一番多いというような形になっています。

実はこのマイナポータルで行っている電子申請以外にも、54の東京都の自治体が共同で利用している電子申請サービスというものございまして、そちらのほうの件数で言いますと、去年で言いますと85の手続が電子申請可能となっていて、件数で言いますと、少々お待ちください。ちょっとすみません。正確な数字がすぐぱっと出てこないですが、去年で言うと4,543件申請がそちらからあったというような形になっております。

今そのメニューの拡充という、要はできる手続の数をまず増やしていこうというような形で取り組んでおりまして、それに応じて申請件数も変わってくるのかなというところはあるのですが、まず指標としてはどれくらい使われたかということが大事というところで、申請件数をここの取組状況に挙げているというような形です。方向性とする、できるメニューをどんどん増やしていったって、区民の方の選択肢を増やしていくというところを目指していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。もちろんメニューをちょうど増やしていらっしゃるということは理解しているのですが、やはり総件数に対して、今どのぐらい電子申請になっているのかというほうが捉えやすいのではないかと思いますし、やはりそういうことに対しての目標設定というのにも必要なのではないかなと私は考えています。

目標設定って多分いろいろな申請があってその積み上げになって、件数はそれぞれの申請ごとで数字があると思うのですがけれども、その目標値というのがその申請ごとに違っていてもいいと思っていまして、例えばなんですけれども、短期間に申請が集中して、そのために人員を割かなければいけないような申請ですとか、申請のために待ち時間が生じているとか、そういう申請については、もうどんどん積極的に電子申請のほうに誘導するといえますか、どんどん広報して、そちらの目標設定を高くして対応するというのもありだと思っておりますので、ちょっとこれだけだとなかなか評価しづらいので、そういう申請ごとでもいいので、課ごとでもいいかと思うのですが、それぞれの申請でもいいので、何かしら目標設定が必要なのではないかと考えているのですが、可能でしょうか。

○情報システム課長 情報システム課長です。すみません。双方、実際昨年度、これは申請に限らず、定期に行ういろいろな手続なども含めて棚卸し調査を実施しておりまして、その総件数が3,402件ございました。

その中で、やっぱりデジタル化できる、できないというものがどうしても性質上あったりします。それは押印が必要、または、申請件数がもともと少なく、電子申請対応はちょっとしないほうがいいのか、もしくは業務プロセス上でできない、法規上でできないもの、対面でなければできないものというのがありますので、そういったものを除いて、申請件数が多いものから取り組んでいくというようなことを今やっているところです。委員の御指摘あったとおり、この棚卸し調査の結果を、もう一回精査するというのを今年度やってみたいと思います。その中で御指摘いただいたことが可能かどうかというのを探ってみ

たいと思いますので、そのような考えでございます。

○委員 ありがとうございます。お願いします。

次に、窓口サービスの向上についてですが、取組状況のところ「ICTを活用した窓口サービスの向上に向けた取組」ということで、窓口サービスのデジタル化の推進が求められているとありますが、この窓口サービスのデジタル化というのは、具体的にどのような取組を想定しているのかを教えてください。今、説明があった電子申請とか、そういうことをおっしゃられているのでしょうか。

○区民部長 区民部長でございます。

窓口サービスのデジタル化ということですが、その目的といたしましては、区民の皆様の利便性の向上ということが第一にありますので、1つは窓口ですが、窓口に来なくてもサービスをうけることができることというのが1つあります。

窓口に来ていただいた中でも混雑の緩和とか分散化ということで、なるべくスムーズに手続きができるということを考えてございます。あと1つは電子化という手段、窓口に来ないという意味では、マイナンバーカードも、先ほど話が出ましたが、今後こういったものを使って、いろいろな転出入の手続のワンストップ化等を今検討しておりますので、取り組んでいくこと。そして、来ていただいた中でも分散化という意味では、デジタル化ということではないかもしれないのですが、混雑状況をウェブで発信して、なるべく分散して来ていただくようなことを今行っておりますし、こういった中で、今後さらにマイナンバーカードの活用も含めて検討していきたいと考えてございます。

○委員 ありがとうございます。世の中の流れ的には恐らく行かなくてもいい、窓口に行かなくてもできるという方向性かと思っておりますので、そちらについては考えていただきたいと思います。

続きまして、職員の育成に関してなんですけれども、事前に時間外勤務の資料を頂いていまして、時間外勤務が年間360時間を超える職員数30人以下という目標が、職員のしごと生活応援プランにあるのですが、そもそもこの職員数に管理職というのは含まれているのでしょうかというのが1点。

あと、職員の月平均の超過勤務時間自体はあまり多くないので、年間360時間を超える職員数が、令和3年ですと66人、保健所を除いても37人いるということは、一部の職員の方に仕事が集中しているということがやっぱり原因なのか、その辺の見解を教えてください。

○職員課長 職員課長です。

まず1点目の管理職がこの数字の中に含まれているかということになりますけども、除いた形の数字ということで、集計をしております。

2点目の、要は特定の職員に集中しているのかというお話でございますけども、私どもの認識としては、例えば令和3年度で言いますと、健康部、保健所のことのお話がありましたけれども、実際はコロナ対応ということで、各部の応援とか横断的な組織体制もやったりしておりますので、そういったことが積み重なってというような状態なのかなというのが大きな側面なのかなと思ひまして、全く特定の職員に集中してということではないのかなという認識におります。

以上になります。

○委員 ありがとうございます。今の理由でいくと、コロナがある程度落ち着いてくれば、この数字も下がっていくというように理解しましたので、これからの推移を見守りたいと思います。

あともう一点、管理職が含まれていないということでしたので、管理職の残業の状況というのは把握されているのでしょうか。よくあるパターンですが、結局管理職にしわ寄せがいつているというパターンもあるので。

○職員課長 職員課長です。

管理職の職員の残業については、申し訳ありません、今現在は把握しておりません。

以上になります。

○委員 繰り返しになりますけども、管理職のほうにしわ寄せが行っているというパターンもよくあることなので、管理職の方の体調の管理ですとか、ワークライフバランスの配慮というのも必要ではないかなと思ひました。

以上です。

○班長 委員、ありがとうございました。

続きまして委員、お願いいたします。

○委員 よろしくお願ひします。

私のほうからは、まとめてまた4問お伺ひしますので、まとめてお答えいただければと思います。

私のほうからは人材の採用育成、とりわけ技術職の方々の採用と育成と、今、委員がお話になった職員の皆さんの働き方ですね。それから規制緩和と、技術の活用というよう

な、こういった点でちょっとお伺いいたします。

先ほど部長のお話にあった人材育成方針、基本方針、これは非常にいいことが書かれていまして、特に「はじめに」の中で、職員一人一人が仕事に対する強い意欲を持ち、自らの持つ能力を最大限に発揮することが必要ですと。これが組織全体の力を高め、区民福祉の向上につながって、自ら行動をつくり上げることとなります。非常にいいこと書いてあるなと思いました。

この基本方針の中に、今後の環境・社会変化ということをやっぱりよく考えておられて、その中で土木や建築の技術職の確保が困難になるということ書いておられますね。江東区は非常に大きな区ですから、いろいろな公共施設のまちで、将来こういったインフラの整備ですとか、その維持ということを考えていきますと、実は技術職の確保と育成というのは非常に大事な話になってくると思います。

事前にこういった職員の確保についてお伺いしたところ、工夫を何かしていますかとお伺いしたところ、特別区職員採用なのですね。これは23区共同で行っているのですが、それを紹介されましたが、これはあくまで一つの事例ということだと思うのですが、正直こんなのでとても対応し切れるとは思っていないし、区の方も思っていないと思います。

それで、よく自治体でやっているのが、採用に関しては、例えば経験者採用ですね。枠を拡大するとか、あと技術職員の育成については、設計とか、その工事のいわゆる現場の監督なんかにおけるいろいろな経験則とかいうものをなるべく文書化してマニュアル化して、それを共有化していこうという取組もよく行われているのですが、そういったことも含めて何かやっていращやるのか、改めてこれについてお伺いしたいと思います。

2番目、ICTの利活用推進、これを取り上げられているのですが、今お話しになった区民サービスのところについては大きく取り上げられているのですが、私は今のところと関係しているのですが、技術職の確保は難しく、その育成が大切ということをもしお考えならば、今、国とか業界団体も一生懸命考えています、いわゆるDXの活用ということですね。言葉はいろいろあってもいいと思うのですがけれども。

例えば3次元モデル、BIM/CIMですね。3次元の指標を取って、これ、図面、設計から最後、維持管理まで結びつけていこうとする、いわゆる一気通貫と言われるモデルの仕組みを導入しようとかですね。あるいはその基礎となるドローン活用をしようとしている。ドローンの活用ですね。空から飛ばしてその3次元の図表を撮って、図面に落とし

込んでいくというようなことを、今、いろいろなところでのすけれども、例えばこういうことも含めて、技術面におけるICTの利活用というのをどのように考えていらっしゃるのかということについて、お考えがあればお伺いしたいと思います。

3点目として、これは先ほど委員のおっしゃった残業の話と少し密接に関係すると思うのですが、今、リモートワークがやはりこれは不可欠な働き方になっていると思います。それで事前に伺ったところ、コロナ対応はちょっと別にして、理由を限定しないテレワークについては、今後の働き方に関する社会的要請を見極めた上で検討が必要であるとおっしゃられているのですが、社会的要請ということであれば、実はもう既に総務省はかなり前、コロナの前からテレワークを推奨していますし、現実には満員電車を回避して、そういう混雑の緩和という観点から、テレワークやリモート会議というのはあちこちで推奨されています。今、一律一斉の導入は困難にしても、もう少し積極的になられてもよいのではないかなと私は思うのですけれども、これについてのお考えを聞かせていただければと思います。

最後に、その職員の能力を引き出す。これ、非常に大事だと思うのですが、冒頭のまえがき、人材育成基本方針の初めの中に書いてあったとおりなのですが、そのためにはやっぱり職員提案制度って、これは多くの自治体で採用されていて、平成2年度から江東区で既に取り組んでおられるということで非常にいいなと思いましたが、どんなことをやっていらっしゃるのかなということでちょっとホームページを見ましたら、令和3年度で10件が表彰されていて、どれも興味深い。

その中に、キッチンカーの包括連携協定で施設の魅力アップ・アンド事業者支援というのがありました。これはいわゆる庁舎とか区立公園とか区有地ですね。行政財産の規制を緩和して、キッチンカーや、先ほどその住宅でも言いましたが移動販売車、こういったものを導入して利便性を高めていくと。それから、コロナで困っている事業者さんを支援しようというような取組をしよう。

これ、実は都立公園なんかで実はもうやっているのですが、ということは区でこういった従来の行政財産に関する規制を緩和して、区民の利便性を高めるためにいろいろなことができると思います。そういうところでこうやって職員の方々から提案があったと。すばらしいと思いますが、こういったことを今後進めていくお考えをお持ちなのかどうか。

それから、特に外の団体ですね。商店会ですとか福祉団体ですとか、そういったところと一緒に区が協力して、いろいろな公共空間を開放して、いろいろな活動を支援していく

というようなことをお考えなのか。そういったことについて、少しお考えを伺いたいと思います。

以上でございます。

○職員課長　まず、職員課長でございます。

1点目の技術系職員の採用、あるいは人材育成の関係についてであります。まず、現行の採用制度につきましてですが、特別区人事委員会が実施する競争試験を行って、その後、各区において面接試験により最終合格を決定する流れが採用の流れとなっております、この中で、技術職の採用については新卒を対象とした試験、あるいは経験者制度により、民間企業経験者を対象とした試験を設けまして、人材を確保する仕組みがございます。

その確保の状況になりますけれども、令和3年度においては、新卒を対象とした方は建築職1名ということで採用しております、いずれも現時点では、この段階では人員の確保ができていた状況でありまして、近年も含めて人員確保に至らなかったという状況には今のところない状況であります。したがって、喫緊の課題としましては、人材の育成面にあるのかなと認識をしております。

まず、建築系のお話になりますけれども、私どもとしましては一級建築士の育成として、職員建築士育成講座等受講料助成というものを平成25年からやっております、要は建築士の資格取得に対する講座受講料の一部助成だとか、そのほか外部の再開発系の研修に職員を参加させるなどの取組をしております。

また、これも建築系のお話になりますけれども、例えばそれぞれの設計等の仕事の中で、その設計等のまとまった段階で、技術の伝承ということも含めまして、課内で自分の工夫なりをプレゼンし発表し、意見交換をするといった形で技術等を伝承するという意味合いも含めて、年に一、二回程度を庁内の大会とかでやっている状況にあります。

また、土木系においては、公有財産施工管理、橋梁道路設計等、そういったところの研修に職員を積極的に参加させて、そこで得た知識を戻ったらば課内なりの研修会で発表するという流れと、また先ほどの建築系と同じように、土木は土木で橋梁なり道路なりの設計等の中での自分なりの工夫なりをまた課内で発表しというような形で、知識・知見を還元させるような取組について実施をしているという状況でございます。

続いて、DXの推進の部分になります。今、私どもの庁内におきましては、まずDXはどのようなものかということも含めまして広く一般的な知識を普及ということで、令和4年度から取組を始めたところございまして、その延長には、委員おっしゃったように、技

術面の中でのDXの推進というところも俎上に上がってくるのかなと思っておりますけども、ちょっとまだそこまでには至っておらず、それも当然踏まえながら、そういった研修等を重ねていきたいと考えております。

続いて、3番目のリモート関係のお話になりますけども、まずリモート会議ということももちろんやってございまして、御指摘のような社会的な配慮事項もありまして、様々な会議におきましてリモート会議をやっております。東京都とかの外部とのリモート会議、あるいは庁内におきましては、庁内の学校長を集めて会議をするような会議とか、そういった様々な場面におきまして、状況を見ながら対面会議の回避、移動の縮減を行っております。

また、テレワークの関係でございまして、御指摘の趣旨、我々も理解はしているのですが、窓口職場を多く抱える本区におきましては、区民サービスを低下させない、あるいは、ちょっと先ほどお話ありましたけども、新型コロナの応援体制とか、給付金の給付事務への応援体制とか、そういったことも可及的速やかに対応しておりますので、やはりそういった事情もありまして、テレワークについては限定的にせざるを得ない状況がございまして、したがって、この新型コロナの状況を見極めながら、対応については今後検討していきたいと考えております。

あと、その他の取組といたしまして、本区では時差出勤というのを実施しております、直近約2割の職員が利用している状況でございまして、そういった形での密を避けるというのでしょうか、そういったことの実施しているところでございます。

私からは以上になります。

○計画推進担当課長 計画推進担当課長の高須でございます。4番目の御質問について、職員提案制度の関係であったと思っておりますけれども、お答えさせていただきたいと思っております。

まず、職員提案制度自体は、職員の政策形成能力の育成と、あと区民サービスの向上のため、広く提案やそのアイデアというものを募り、今後の区政に反映させていくことを目的として実施しているものでございまして、委員の御指摘のとおり、昨年度の提案において、公共空間を活用した取組に資するものとして、庁舎や区立公園などの区有地にキッチンカーや移動販売車の出店を行い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている区内事業者の支援等ということをやってみたらどうかという提案がなされ、内部で審査をした結果、いい提案であると。現在の状況を申し上げますと、まさに実際に事業化するためには幾つかの課題なりハードルとかがあると思っておりますので、各関係する所管課において検討を

進めて、何とか事業化していくことが重要なのではないかといたるところで進めているところがございます。

また、このほかの実例といたしましては、こちらは職員提案制度によって提案されたものではございませんが、国土交通省による新型コロナウイルス感染症の影響対策として実施された、道路の占用許可基準の規制緩和措置を活用した飲食店の路上利用というものがございます。これは、路上においてテイクアウトやテラス営業などが実施できるよう、道路占有許可基準を、今は時限になっておりまして、令和4年9月30日まで国土交通省が緩和しているもので、これによって、飲食店からの申請を受けて道路の占用許可を行ったという実績が江東区内でも、少なくとも1件という状況ですが、あるところがございます。

いずれにしても区といたしましては、今後も広く柔軟なアイデアを募っていく。そして住民の皆さんや利用者の皆様の利便性の向上が図られるよう、公共空間の積極的な活用を視野に入れながら取組を推進していくことが重要と承知しておりまして、この職員の提案制度自体は、令和3年度3月末時点で、大体今は23区の中で半分の区が実施しているものと承知しており、休止、制度廃止しているところもあるとは聞いておりますが、江東区とするとやっぱり広くアイデアを募集してやっていくということは非常に重要な取組だと認識しており、今後も積極的に進めていきたいと。こういう中の提案の中でいろいろと審査を受けて、我々のほうで見させていただいた中で、できるだけ事業化に向けた取組をしていきたいというようなことで考えているところがございます。

以上でございます。

○委員 ありがとうございます。最後におっしゃられたとおり、全ての行財政改革は、最終的にはやっぱり区民の福祉の向上に結びつくものであってほしいと思いますので、そこまでしっかり踏まえて進めていただければありがたいと思います。

以上でございます。

○班長 ありがとうございます。

それでは、次に外部評価モニターの皆様方から御質問、御意見があれば承りたいと思えますけれども、事務局のほうで直接参加されているモニターの方がお手を挙げていたら、お知らせください。

○事務局 事務局です。オンラインで1名、挙手されています。

○班長 いらっしゃいますね。お願いします。

○外部評価モニター 自己啓発についての質問ということで、福利厚生として、職員の自

己啓発をされているのでしょうか。また、どのようなことをされていますか。

○班長 はい、分かりました。御担当の方から御説明いただけますか。

○職員課長 職員課長でございます。

自己啓発の関係でございますけれども、現在、平成22年5月から、江東区のほうの職員向けということになりますけれども、自己啓発の要綱というのをつくりまして、自発的に学習し、職務に役立てようとする職員に対して、啓発事業ということを実施しております。

内容としましては、外部の指定通信教育講座の受講料の一部を助成しながら自己啓発に励んでもらうということで、直近のそういう制度を使った自己啓発につきましては、令和3年度におきましては19件ございます。

それで、こういった中身のことを自己啓発としてやられているのかなということにつきましては、やはりビジネススキルということで、中身としてはパソコンのスキル、エクセルとかパワーポイントとかいろいろソフトがあると思いますけれども、そういったビジネススキルとか、あとは最近外国籍の方がお住まいなので、様々な窓口にお越しになられるということも踏まえまして、語学のそういった研修ですとか、そういったものをやりながら自己啓発に励んでいるというような状況になっております。

以上になります。

○班長 お答え、ありがとうございました。挙手された方、よろしいでしょうか。

○外部評価モニター ありがとうございます。

○班長 分かりました。

○事務局 対面で別の方が1名挙手されております。

○班長 はい、お願いします。

○外部評価モニター よろしく願いいたします。

1の施策の分析の中の、(2)の現状取組状況の⑥の男性職員の育児休業の取得率というところになります。こちらが、初年度の4.7%から35.7%というところに伸びたのは非常に大きく伸びているなと思ったのですが、その次の35.7%から36.2%ということで、その間は0.5%というふうにあまり伸びていないのかなと。そこを、分析の文面的には着実に向上しているというふうに書かれていますので、実際人数で考えた場合には、どのぐらい増えていて、その結果として増えたと表現されたのかという、そこを教えていただきたくて質問いたしました。

○班長 ありがとうございます。それでは、担当部署のほうからお願いいたします。

○職員課長 職員課長です。

男性育児休業の関係になりますけども、令和3年度におきましては、そういう状態になったということで可能な方が58人いらして、実際にお取りになられた方が21人ということで、36.2%というような状況でございます。これは2年度、3年度ということの比較になりますけども、ちょっと実数だけ言いますと、2年度はやはり取得可能者が56人、取得者数が20人、割合としては35.7%ということで、もともとのこの目標値の設定が30%以上と。これは政府の少子化対策大綱というのが令和2年にありまして、令和7年度までに30%取得率を目指すという大本がございまして、それを目標にやっているということなので、必ずしもその30%が、じゃあ、それでいいのかということになりますと、そういうわけではなく、私どもとしては可能な限り、そういう意味で着実に数値としては上げられたというような書きぶりで対応をさせていただいているという状況になります。

以上になります。

○班長 御質問のモニターの方、よろしいですか。

○事務局 大丈夫なようです。

○班長 はい、分かりました。

ほかにございませんか。

○事務局 そのほかは、今のところはいらっしゃらないようです。

○委員 それでは、私からちょっと1点だけお尋ねしたいのですが、先ほど委員の御発言の中にもDXとかAIとか、最近のキーワードとして登場しますけれども、今現在の目論見とか予測でいいのですが、AIというのを行政にどうやって活用していくのかということについて、何かその具体的なお考えをお持ちですか。

○情報システム課長 情報システム課長でございます。

ICTの利活用については情報化推進プランというものを策定しておりまして、その中でやっぱりAIの活用というのを挙げさせていただいているところです。

現状ですが、今AIを活用しているというところで行きますと、保育所、保育園の利用の調整に係る、これは人の作業でやっているんですけども、様々な要因を人が今調整して入所者の入所園と待機者を決めているというところがあるんですけども、これをAIのツールを使って、人ではなくてAIツールに判定させるということを行っています。

あと、もう一つAIを活用した議事録の作成支援、こういった会議体であるとか審議会であったりとか、もしくは内部の会議であったりというところを、今、職員の手で文字起

こししていたりとかということをやっていますので、A Iを活用した議事録作成のツールというのがございますので、こういったことに活用しているというところがございます。基本的には業務効率化のため、あとは区民サービスの向上のため、積極的にこういうA Iツールを使うということを考えているというところがございます。

以上でございます。

○委員 私なんか勝手にA Iをどうやって行政とつなぐかということをよく考えているところがありまして、1つは審議会なんか、例えば空き家の場合、特定空き家認定なんかのときに結構基準があるわけですけれども、それをいちいち委員が見て判定しなくても、A Iで多角的に判定されれば、認定する、しない、なんていうのは出てきちゃったりするようなどころがあると思いますので、そういった意味でも、例えば組織のスリム化なんていうことも考えられていくのかなと思っていますので、職員の問題に限らず、行政組織の効率化ということでも考えていただければなと思っています。それは私の意見ですので、特に御回答は要りません。

○班長 ほかに御発言ある方、いらっしゃいますか。

○事務局 事務局です。今、対面もオンラインの方もいらっしゃいません。

○班長 分かりました。

それでは、以上で「計画の実現②」のヒアリング、終了とさせていただきたいと思えます。なお、外部の評価モニターの皆様方には意見シートをお配りしておりますので、意見シートはお帰りの際に事務局職員に御提出をお願いします。

では、最後になりますけど、事務局から連絡をお願いいたします。

○事務局 事務局、企画課長です。委員の皆様、それから外部評価モニターの皆様、本日はありがとうございました。

委員の皆様には、事務局から2点御連絡を申し上げます。

まず、委員の皆様には、本日のヒアリング結果を踏まえ、外部評価シートの作成をお願いいたします。外部評価シートの様式は、事前にメールにて送付しておりますので、そちらを御活用いただければと存じます。御提出は、恐れ入りますが、7月19日火曜日までに各班の担当職員宛てにメールにて御提出をお願いします。

次に、本日御参加いただきました外部評価モニターの皆様には、意見シートを御提出いただきますが、頂戴した意見シートは委員の皆様へ送付させていただきますので、モニターの皆様のお意見も参考にさせていただきながら、外部評価シートを策定いただければと存

じます。

次に、外部評価モニターの皆様にお願いを申し上げます。皆様には、意見シートを2枚お配りしておりますが、ヒアリングをお聞きいただいて、施策に対する区の取組についてどのような感想を持たれたか、施策ごとに意見シートに御記入を願います。会場にお越しいただいたモニターの方は、御記入いただいた意見シートをお帰りの際に事務局職員に御提出いただきますよう、よろしく願いいたします。本日の提出が難しい場合は、その旨職員のほうにお申しつけください。また、オンラインで御参加いただいたモニターの皆様につきましては、7月14日木曜日までにメールにて企画課まで御提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○班長 ありがとうございました。

委員の皆様、それから外部評価モニターの皆様方、今お話ありましたように、それぞれシートの御提出をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第3回の江東区外部評価委員会B班のヒアリング、第2回目終了ということにいたします。

これをもちまして閉会いたします。皆様方、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後4時00分 閉会